

平成 1 8 年度  
第 1 回高松市庵治地区地域審議会臨時会  
会議録

と き：平成 1 9 年 2 月 2 8 日（水）

ところ：高松市庵治支所 2 0 5 会議室

平成18年度  
第1回高松市庵治地区地域審議会臨時会  
会議録

1 日時

平成19年2月28日(水) 午前10時19分開会・午前10時35分閉会

2 場所

高松市庵治支所 205会議室

3 出席委員 11人

会 長	上北 東太郎	委 員	高砂 正元
副会長	岡田 耕之介	委 員	平田 フサ子
委 員	岡田 賢	委 員	増田 富子
委 員	小磯 治雄	委 員	三好 治
委 員	嶋野 勝路	委 員	森岡 美佐子
委 員	新上 隆司		

4 欠席委員 4人

委 員	浦 芳樹	委 員	長尾 榮治
委 員	高橋 昭美	委 員	村井 雅子

5 行政関係者

市民部次長 地域振興課長事務取扱	久利 泰夫	土木部長	久米 憲司
地域振興課長補佐	清谷 文孝	土木部次長 道路課長事務取扱	稲垣 基通
地域振興課長補佐	加茂 富義	河港課長	白井 秀憲
地域振興課地域振興係長	熊野 勝夫	河港課長補佐	三崎 文夫
企画課長補佐	秋山 浩一	河港課主任技師	伊賀 大介
企画課主任主事	佐野 健市		

6 事務局（庵治支所）

支所長	梶河 正孝	管理係長	島野 學
支所課長	白井 文夫	主査	多田 安寛

7 オブザーバー

高松市議会議員	高砂 清一		
---------	-------	--	--

8 傍聴者 0人

平成18年度第1回高松市庵治地区地域審議会臨時会次第

日時 平成19年2月28日(水)

午前10時20分

場所 庵治支所 205会議室

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

漁港管理事業について

4 閉会

午前10時19分 開会

## 会議次第1 開会

○事務局（島野係長） それでは、お待たせをいたしました。ただいまから平成18年度第1回高松市庵治地区地域審議会臨時会を開会いたします。

委員皆様方には、何かと御多忙中のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に当たり、上北会長からごあいさつを申し上げます。

○上北会長 先ほど開催いたしました、本地域審議会の自主検討会における漁港管理事業についての説明会に引き続き、急きよ、本地域審議会臨時会を開催させていただきます。

本地域審議会臨時会は、去る11月17日開催の平成18年度第2回高松市庵治地区地域審議会におきまして、私どもの方から、合併協定書の内容を踏まえ、問題提起いたしました、庵治町地域の漁港におけるプレジャーボート係船料の取扱いに関するものでございます。

この事案について、合併協議で確認されている内容の変更につながる事案であるため、本地域審議会を開催のうえ、変更事項を確認し、記録に留めておく必要があること、さらには、早期に住民へ周知する必要があることから、委員さんの賛同を得て、急きよ、臨時の地域審議会を開催したものでございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○事務局（島野係長） ありがとうございます。

本日は、浦芳樹委員、高橋昭美委員、長尾榮治委員、村井雅子委員が、所用のため欠席されております。

また、オブザーバーとして、高砂高松市議会議員に御出席をいただいておりますことを御報告申し上げておきます。

それでは、以降の進行につきましては、本地域審議会に関する協議第7条第3項の規定により、上北会長に会議の議長をお願いいたします。

会長、よろしくお願いをいたします。

○議長（上北会長） 本地域審議会の規定により、私の方で議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

まず、本日の出席状況の報告でございますが、本日の出席委員は11名でございます。よって、本地域審議会に関する規定の定足数に達しておりますので、会議として成立して

おりますことを御報告申し上げます。

## 会議次第 2 会議録署名委員の指名

○議長（上北会長） 会議次第の2，会議録署名委員の指名でございますが，会議録の署名委員は，本地域審議会の名簿順にお願いしております。本日の会議録署名委員には，増田富子委員さん，三好 治委員さんのお二人にお願いしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

## 会議次第 3 議事 漁港管理事業について

○議長（上北会長） それでは，会議次第3の議事に入らせていただきます。

「漁港管理事業について」を議題といたします。

この案件については，先ほども申しあげましたように，第2回の高松市庵治地区地域審議会において，委員側から問題提起したことについてでございますので，早速ではございますが，担当部署から，合併協議の経緯から現在の対応の状況，さらには，今後の対応方針等について，説明をお願いしたいと思います。

河港課長，よろしく願いいたします。

○白井河港課長 河港課長の白井でございます。よろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

本日は，昨年の第2回地域審議会にて御質問のありました漁港管理事業につきまして，改めて御説明させていただきます。

漁港管理事業につきましては，高松市と庵治町との合併協議の中で，漁港を取り巻く環境に大きな差があることなどを踏まえ，「現行のとおりとする。」ことで協議が調っております。この協議結果の具体化に当たりましては，制度上，合併後の漁港管理について，高松市の条例に明文化する作業が必要でありまして，それまでの合併協議を尊重し，おおむね庵治地区の御意見を反映してまいったところでございます。

そうした中，漁港管理事業のうちプレジャーボートの係船料の取扱いで，町内に住所を有する者は半額とすることにつきましては，その後の市の合併に伴う条例改正作業の中で種々検討いたしましたが，条例の中に盛り込むことができませんでした。

合併協議の中では，庵治町の規定を盛り込む形になるのではないかとということで，最終的には，高松市の条例の中で，庵治町の取扱いを条例の中に併記する形にしたいということをお願いして協議が調った次第であります。それまでの協議結果に反し，結果として，お約束を違えたことにつきましては，大変申し訳なく存じております。

現在は、改正後の高松市漁港管理条例第9条第5項の規定「市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料等を減額し、または免除することができる。」という利用料の減額規定を適用し、旧庵治町漁港管理条例によるプレジャーボートの係留に係る係船料につきましては、減額措置を講ずることで、ほぼ同様の取扱いを行っておるところでございます。

この間の経緯でございますが、それまでの庵治町区域内の漁港のプレジャーボートの係船料を、「庵治町内に住所を有する者は半額にする。」ということ、合併後、高松市の漁港管理条例に盛り込むことが技術的にどこまで可能か、可能な手法はないかということで検討を行ってまいりました。

しかしながら、検討の結果、条文等に盛り込むことについては、同じ行政区域内の住民を対象とした公の施設の利用について、一部を優遇した規定となり、地方自治法に抵触するのではないかということで、条文に盛り込むことは断念いたしました。

したがって、条例の中には盛り込めないものの、改正後の条例の減額、免除の規定を生かしながら、合併協議での協議内容を尊重していくこととしたものでございます。

この条例による減額措置でございますが、プレジャーボートの係船料について、庵治町内に住所を有する者を半額にすることを恒久的に認めることは法に抵触するが、合併以前に庵治町が半額と認めた許可について、減額措置を採ることは妥当であると考えられる。ただし、許可内容に変更があれば、それまでの権利は消滅することとなることについては、法制執務上、妥当との教示を受けております。

合併以前に庵治町が半額と認めている許可については、継承いたしますが、先ほども申しあげましたように、法に抵触することから、合併後に所有者や許可を受けた船舶の変更等、許可内容に変更を生じた場合は、その時点で減額措置を終了するという方針の下に、条例の運用で減額措置を講じております。

しかしながら、御指摘もいただいておりますように、そうした合併後の取扱いについて、住民の皆様方への説明、周知等が不十分であったことにより、混乱を招き、大変御迷惑をおかけしておりますことから、現在、運用していることについて、再度、確認するため、「庵治町の区域内における漁港係船料の減免に関する要領」を作成し、明文化するとともに、平成19年度許可申請の依頼を行う際に、減免措置の経緯や要領の内容について、関係者に対し周知したいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました「漁港管理事業」について、このことに対し、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上北会長） 特にないようですので、ここで庵治町地域の漁港のプレジャーボート係船料の取扱いについて、本地域審議会としての意見集約のため、本日の会議の内容について、確認をしておきたいと思います。

確認事項は、次のとおりです。

「漁港管理事業について、合併協議では、「現行のとおりとする。」と確認されていましたが、「合併以前に庵治町が半額と認めている許可については、当分の間、継承する。ただし、合併後に所有者または船舶の変更等、許可内容に変更が生じたときは、その時点で減額措置を終了する。」」で、ございます。

このことについて、本地域審議会として確認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上北会長） 異議なしの声がございますので、異議なしとさせていただきます。

よって、庵治町地域の漁港のプレジャーボート係船料の取扱いについては、先ほどの確認事項の内容のとおり確認されました。

なお、本日の地域審議会は、急きょ、開催いたしました関係上、傍聴のお知らせ等、住民に周知ができておりませんので、年度替りの係船許可更新等において、関係者に対して、市当局から十分な説明をお願いをしておきます。

以上で、会議次第3「漁港管理事業について」は、これで終わります。

今後、約9年間、この地域審議会において、建設計画等について意見を述べ、審議を行うわけですが、やはり高松市と地域審議会、双方の信頼関係があってこそ建設的な議論が行われ、新しいまちづくりや市域の一体感が醸成されるものではないかと認識しております。

高松市当局におかれましては、今回の事案の根本的な部分を十分に検証するとともに、今後、施策の実施や取組に当たっては、合併協定書の内容の重要性を十分認識され、住民の視点に立った対応をよろしくお願いいたしたいと思います。

また、かかるような変更を余儀なくされる事案が発生したときには、速やかに御相談をお願いしたいと思います。



以上で、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。

皆様方には、円滑な会議の進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

#### 会議次第 4 閉会

○事務局（島野係長） これをもちまして、平成18年度第1回高松市庵治地区地域審議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。今後とも、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

午前10時35分 閉会

---

会議録署名委員

委 員

委 員